

審議会等議事概要

平成29年度 第1回 滝川市営事業等調査審議会 議事概要

日 時	平成29年 7 月26日（水曜日）午後 3 時30分～午後 4 時30分
開催場所	滝川市役所 6 階 601会議室
出席者	佐野委員、居林委員、木村委員、堀田委員、松尾委員、秋保委員、白木委員、中村委員 （欠席：齊藤委員） 事務局（総務部）：中島総務部長、鎌田総務課長、橋本総務課長補佐、壽崎総務課係長 諮問事項所管部（建設部）：高瀬建設部長、山崎建設部次長、尾崎都市計画課長、田村都市計画課長補佐、水田都市計画課係長
議 事	※ 開会前に各委員に対して辞令書を交付 （1）開 会 （2）市長からの挨拶 ・市長公務出張中につき総務部長が代わって挨拶を行った。 （3）委員等紹介 ・各委員が自己紹介を行った。 ・諮問事項所管部である建設部から部長以下職員が、事務局を担当する総務部から部長以下職員が、それぞれ自己紹介を行った。 （4）会長及び副会長の選出について ・滝川市営事業等調査審議会条例第6条第1項に基づき、委員の互選により、会長に佐野委員、副会長に齊藤委員がそれぞれ選出された。 ※これより後は、進行役を事務局（総務課長）から佐野会長に受け渡し （5）諮問書の提出 ・建設部長より佐野会長へ諮問書が手渡された。 （6）審議事項の概要について ・諮問の内容について、都市計画課長補佐が説明を行った。 （7）下水道使用料体系の見直しについて ・資料2に基づき都市計画課係長が説明を行った。 （会長） 説明が終わりましたので、どなたか質疑・意見等ございませんか。 ないようでしたら、最初に、私から質問させていただきますが、基本水量とは具体的にどういうことでしょうか。 （都市計画課長） 家事用で言えば、8 m³までは、例えば1 m³使っても5 m³使っても、一律、この

8 m³という基本水量に基づく使用料になります。

(会長)

ということは、基本料金の基準となる水量というイメージでよいのでしょうか。

(都市計画課長)

はい、そのようなイメージで考えていただければと思います。家事用については8 m³、業務用については20 m³をそれぞれの基本水量と設定しています。

(委員)

家事用でいえば、資料から1人世帯が増えてきて基本水量内に収まる割合が増えており、業務用であれば、結果、水を使う業種が減ってきて基本水量内に収まる割合が増えているのは読み取れるが、このことで下水道会計が全体として厳しくなっているから、これを是正する必要があるだとか示してくれないと何が問題なのかわかりづらい。単純に数字だけみると収支的には黒字なので、問題点は何かを端的に教えてほしい。

(都市計画課長)

委員が今おっしゃったように、家事用も業務用も、個々の使用者ごとにみれば、使用水量が基本水量に達しないという割合が増加しているという傾向にあります。

現状、滝川市の下水道事業全体の損益としては黒字を保っていて経営的には健全といえますが、特に基本水量に達していない利用者の立場からすれば、一部、使用料について負担を重いつけるケースが増えているのではないかと考えています。

それでは、例えば基本水量を廃止して完全に従量制にしたらどうかといった考え方もありますが、下水道事業の経費としては固定費用部分の負担ということもありますので、家事用でいえば、今度は基本水量8 m³程度を使用される方などに過度な負担がかかるといった、新たな不公平を生むという懸念もあります。

その辺の手法を含めまして、全体として、現状の課題を克服しながら、バランスの良いより公平な使用料体系の見直しを検討して参りたいということで、ご意見いただければと思います。

(委員)

こういう審議会では、赤字になるので値上げしたいという議論が一般的だと思いますが、今回の議論はそうではなくて、基本水量まで達していない使用者について、一部、過大な負担感とか不公平感を抱いているケースについて解消していきたいということになるのですか。

(都市計画課長)

そういうことになります。

(会長)

現実的に可能かどうかわかりませんが、8 m³と設定した根拠について、当時どうい議論がなされたのか、歴史的に古すぎて何とも言えませんが、受益者である市民のみなさんに不公平を生じないように、基本料金の部分の設定の仕方が議論されたのではないかと思います。

今回も、基本料金をシュミレーションして、こうなった場合こうなるなど、実務的に可能かどうかわかりませんが、合せて審議会で検討していければと思います。

(委員)

昨今のような大雨が降った場合に、その雨水の処理に係る経費負担も増えることになるのですか。

(都市計画課長)

雨水については、そのまま河川に放流されますが、その分の経費についてお客様に下水道使用料として御負担いただくものではありません。トイレの水や、流しの生活雑排水、風呂の水などの処理について使用料を頂いております。

(委員)

聞きたいのは、そういうことではなく、雨水も下水道に流れて処理されることになると思うのですが、大雨が降った場合には処理経費が増えるのかどうかということです。

(都市計画課長)

雨水についてはそのまま河川放流ということで、基本的に追加的な経費は発生しません。当初に雨水管を整備するときの経費として、その部分は使用料ではなく、一般財源、つまり税金で賄われることになります。

(委員)

これから資料が出てくるかもしれませんが、滝川市は流域下水道として奈井江の処理場で処理しているが、同様に流域下水道に接続している他の町の下水道使用料の体系がどうなっているのかも資料を頂きたいです。

(都市計画課長)

次回に資料を提出します。

(会長)

滝川市と同規模の都市の使用料体系の把握もできるでしょうか。

(都市計画課長)

そうした類似都市の使用料体系についても次回資料を提出します。

(会長)

最後のページに使用料体系見直しの考え方が示されており、概念図が極端に描かれており、考えるには最適な資料と思います。

3案について事務局に対して具体的に確認したい気持ちもありますが、次回に具

	体的な資料が出てくると思いますので、ここで私から質問するのは控えます。みなさんからも質問がなさそうなので、資料２についての質疑は終了します。 (８) 審議スケジュールについて ・審議スケジュールについて、資料３に基づき都市計画課課長補佐が説明を行った。 (会長) スケジュールについて、何か質問ありますか。 →質疑なし (９) その他 (事務局・総務課長補佐) 今後、会議後に事務局において議事録を作成・公表していきたいと考えておりますが、議事録案の内容確認について委員全員に確認をいただくとなるとそれなりの時間がかかってしまいますので、確認を会長に一任していただくということで、御了解をいただければと考えておりますが、いかがでしょうか。 →了承 (事務局・総務課長補佐) それと、次回開催日程を調整するに当たり、予め委員の皆様の予定をわかる範囲で確認させていただきたいと思います。(各委員の予定を聞き取り後)では、事務局で調整して、改めて、開催について御案内を申し上げます。 (10) 閉会
添付	・会議次第 ・委員名簿 ・資料１ 滝川市営事業等調査審議会条例 ・資料２ 下水道使用料体系の検討について ・資料３ 審議スケジュール ・諮問書